2　前項第八号の場合において、信頼性保証部門責任者又は試験ごとの担当者は、電磁的記録を作成するときは、同号の規定にかかわらず、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）をもって記名押印又は署名に代えることができる。	（新設）
3・4　（略）	2・3　（略）

（動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第十三条　動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（モニターの責務）	（モニターの責務）
第二十一条　（略）	**第二十一条**　（略）
2　モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第三項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を治験依頼者に提出しなければならない。	2　モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書を治験依頼者に提出しなければならない。
一～七　（略）	一～七　（略）
（監査）	（監査）
第二十二条　（略）	**第二十二条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書（これらの作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、これを治験依頼者に提出しなければならない。	3　監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を作成し、これを治験依頼者に提出しなければならない。

（米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部改正）

第十四条　米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（用途限定米穀の販売時に講ずべき措置）	（用途限定米穀の販売時に講ずべき措置）
第四条　出荷販売事業者は、用途限定米穀を販売するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。	**第四条**　出荷販売事業者は、用途限定米穀を販売するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　当該用途限定米穀の販売先との契約は、書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めること。	三　当該用途限定米穀の販売先との契約は、書面により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めること。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
2　（略）	2　（略）